



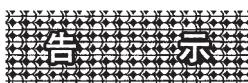
長野県報

7月27日(月)
平成21年
(2009年)
第2086号

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課土地対策室）	1
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（税務課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
公 告	
一般競争入札（消防課）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
一般競争入札（農業技術課）	4
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	5
一般競争入札（病院事業局）	5
平成22年度長野県盲学校理療科教員採用選考の実施（特別支援教育課）	6
平成21年8月30日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会の開催（選挙管理委員会）	7
一般競争入札（教学指導課）	7
 正誤（河川課）	8



長野県告示第409号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成21年7月27日

長野県知事 村井 仁

1 起業者の名称

上田市

2 事業の種類

塩田地域自治センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

上田市中野字産川地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

塩田地域自治センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、地域自治センターを整備するとともに、公民館、解放会館及び母子健康センターを併設して、それぞれの機能の集約化を図る事業である。

地域自治センターは法3条第31号に掲げる地方公共団体が設

置する庁舎に、公民館は同条第22号に掲げる社会教育法による公民館に、解放会館は同条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に、母子健康センターは同条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である上田市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

現在の塩田地域自治センター、塩田公民館、塩田解放会館及び塩田母子健康センターは昭和32年から46年までに建築された庁舎を利用しておらず、いずれも建物の老朽化が進行していることに加え、現行の耐震基準にも適合しておらず、利用者の安全性の確保の面で問題がある。また、バリアフリー化もされていないことから、高齢者等の施設の利用に支障が出ている。

さらに、OA機器等の増加による事務スペースの狭隘化や、相談室や授乳室など利用者の利便性の向上等のために必要な施設が確保されていないことなど、既存の施設では対応が難しい課題を多く抱えている。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保して地域自治センターを整備するとともに、

公民館、解放会館及び母子健康センターを併設し、それぞれの機能の集約化を図るものである。

本件事業の実施により、施設の効率的な運営や維持管理経費の削減、利用者の安全性の確保や利便性の向上等が図られるとともに、市が進めている地域住民との協働による地域振興の核となるまちづくり活動拠点が確保され、市民サービスの向上が期待されると認められる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は東側及び南側は十分な幅員の道路に面している他、北側及び西側は畑、水路等に面している。北側及び南側の一部に民家に隣接している箇所があるが、景観及び騒音の配慮から植栽等を施すことから、工事期間を含め周辺地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、既存の地域自治センター等の施設の老朽化の進行や、建物が現行の耐震基準に適合していないなど、利用者の安全性の確保の面で課題を抱えており、これを早期に解消する必要がある。

また、本件事業は、平成19年度に策定された「第一次上田市総合計画」の前期基本計画及び平成20年度実施計画（計画年度 平成20年度～22年度）に掲げられており、早急かつ計画的な実施が必要である。

以上のことから本件事業は早期の整備が必要と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

上田市役所政策企画局塩田地域自治センター

企画課土地対策室

長野県告示第410号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成21年7月27日

長野県知事 村井 仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
信州スワン石油株式会社	長野県大町市大字平1151	平成21年7月17日

税務課

長野県告示第411号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに関係の砂防事務所、市役所に備え置きます。

平成21年7月27日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
地蔵平（追加）	平成5年6月10日長野県告示第504号で指定した地蔵平急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号と右に掲げる地番の土地に存する標柱9号を結んだ線、標柱9号から14号までを順次結んだ線及び標柱14号と平成5年6月10日長野県告示第504号で指定した地蔵平急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号を結んだ線に囲まれた区域	長野市	小鍋	地蔵平	83番 58番1 59番1 60番6 84番9 84番10	9号 10号 11号 12号 13号 14号

砂防課